

# 令和3年度女性の活躍推進助成金 募集要項

## I. 女性の活躍推進助成金（以下「助成金」という。）に関すること

### 1 助成事業の概要

#### (1) 助成金の対象事業

(公財)東京しごと財団(以下「財団」といいます。)は、都内中小企業等が取り組む、女性の活躍推進に向けた職場環境の整備のために実施する下記に掲げる事業(以下「助成事業」といいます。)に対して助成金を支給します。

#### ■助成事業の内容

| 助成事業      | 内容説明                       |
|-----------|----------------------------|
| 女性の活躍推進事業 | 女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備費用 |

※ 助成対象事業者が支給決定日以後に新たに取り組む事業(発注・契約・購入等含む)とします。  
(既に発注、契約、購入等をしているものは申請できません)。

#### (2) 助成対象経費

助成対象経費は、Ⅲ. 助成科目についてのとおりです。

#### (3) 助成限度額・助成率

助成金の支給額は、一助成対象事業者に対し、以下のとおりです。

| 助成金の上限 | 助成率  |
|--------|------|
| 500万円  | 3分の2 |

※助成対象経費(税抜き)に助成率(2/3)を乗じて助成金額を算出します。

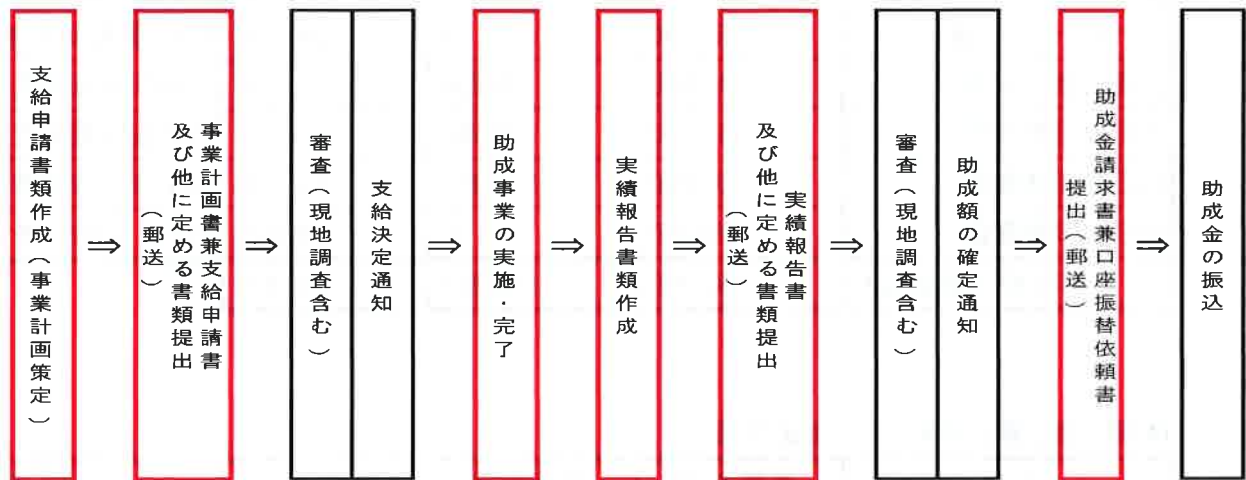
算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

#### (4) 助成対象期間

支給決定日以後、令和5年3月31日(金)までに完了する取組が対象となります。

※助成事業(女性の新規採用、設備等の整備)の実施予定期間は、上記の助成対象期間内に申請企業が様式第1号(事業計画書兼支給申請書)にて、開始予定日ならびに完了予定日を策定した期間を指します。  
ただし、策定した開始予定日にかかわらず、助成事業の開始は、支給決定日以後になります。

(5) 助成事業の流れ ※色枠で囲んだ部分は申請企業が実施する部分です。



＜事業計画策定にあたっての注意事項＞

○女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等（※1）について、女性の採用計画をたててください（原則として支給決定日以後に募集・採用・内定を行ってください）。

※1 雇用管理区分ごとに女性の割合を算出し4割を下回っている雇用管理区分を指します。

○女性の採用計画に伴い、採用する女性のために女性専用設備（トイレ・更衣室等）の整備（※2）を行う計画をたててください。

※2 既にある女性専用設備の老朽化等による改修工事は対象になりません。

○助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで移転しないことが前提となります。

詳細な助成条件等は、11頁をご確認ください。

## 2 申請受付期間

令和3年5月10日（月）～ 令和3年12月24日（金） ※消印有効

※郵送による受付・締切日消印有効

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

※申請は、一助成対象事業者につき1回限りです。

※申請前に、5頁「5 助成対象事業者の要件」を必ずご確認ください。本助成金の申請には助成対象事業者としての要件を全て満たしていることが必要です。

＜申請にあたっての注意事項＞

公益財団法人東京しごと財団実施の下記助成金を受給する又は受給した企業等は、本助成金の申請はできません。

○平成28年度～平成29年度実施「女性の活躍推進等職場環境整備助成金（女性の活躍推進事業）」

○平成30年度～令和元年度実施「テレワーク活用・働く女性応援助成金（女性の活躍推進事業）」

○令和2年度実施「【テレワーク活用・働く女性応援事業】女性の活躍推進助成金（女性の活躍推進事業）」

詳細は、7頁「6 各種助成金等との併給調整」をご確認ください。

③ 提供手段

提出資料(申請資料、実績報告等)の写し

※上記「(2)①提供する目的」のイを辞退される方は、当該申請窓口の担当者までご連絡ください。

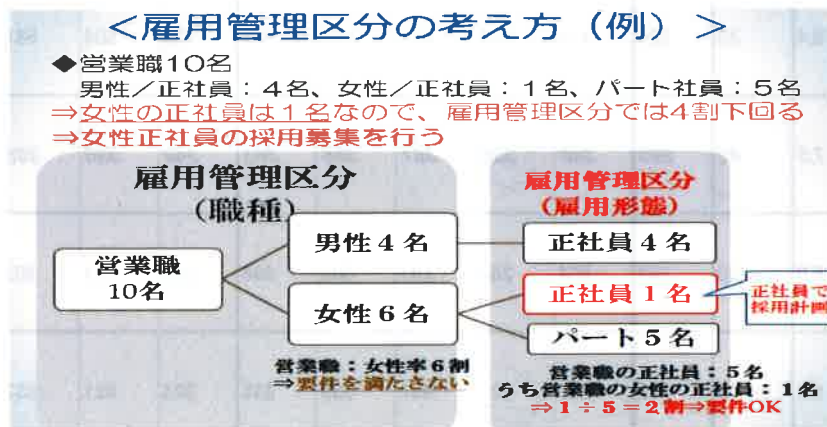
## II. 助成事業の詳細内容 (助成条件)

女性の新規採用・職域拡大等を目的として(※1)、女性が少ない雇用形態、職種、所属等(※2)について女性の採用計画がある助成対象事業者が、新規採用(※3)する女性のために(※4・5)、トイレ、ロッカー(※6)、更衣室、休憩室、シャワー室(※7)、仮眠室(※8)、ベビールーム(※9)、工事現場に設置される仮設トイレの整備(※10)を行う場合に、当該整備に係る費用(※11・12)の一部を助成(※13)

※1 「職域拡大」とは女性が少ない雇用管理区分に積極的に女性を新規採用することをいい、離職者に対する補充として女性を採用するなど、一時的な採用活動は除きます。

※2 雇用管理区分ごとに女性の割合を算出し4割を下回っている雇用管理区分を指します。

現状、女性が少ないことの確認は雇用管理区分ごとの女性割合につき組織図にて行います。



※3 原則として支給決定日以後に新たに募集・採用・内定を行ってください。なお、採用についての要件は次のとおりです。

① 助成事業実施予定期間は、採用活動期間を含め、**最低3か月の実施期間が必要**です(採用活動期間中に採用目標人数に達した場合は、この限りではありません)。

② 採用者の雇用形態は問いませんが、雇用期間は1か月以上で募集採用してください。

※4 女性専用施設として使用するものとし、明確に女性専用であることがわかるように明示してください。

※5 物品の購入等は、原則採用予定人数分までが助成対象となります。また、設置する設備・購入する物品は価格、個数共に必要最小限のものとしします。

(例)女性2名採用予定の計画がある場合

- ・女性専用トイレを整備する場合、助成対象として申請できる女性トイレの個室の数は2個までとなります。
- ・女性更衣室に3連ロッカーを設置する場合は、2名に按分した経費での申請が必要です。

※6 原則として、女性更衣室内に設置するものとします。

※7 業務上著しく汚れる等の必要性がある場合に限りします。

※8 就業規則等により仮眠をとることについて定めがある場合に限定します。例えば、勤務時間に午後10時から午前

5時までの時間を含み、睡眠をとる時間が設けられているとき、二交代制など勤務の途中で仮眠できる時間が設けられているときなどを指します。就業時間中の休憩時の仮眠利用や帰宅困難時に使用する等の用途の場合には、助成対象とはなりません。

※9 ベビールームは、従業員が子ども連れで出勤した場合に、授乳・おむつ替え等のスペースとして利用するための専用の設備で、プライバシーを確保し清潔で落ち着きある空間づくりに配慮されているものとします。

※10 工事現場に設置される仮設トイレは明確に女性専用であることがわかるもので、プライバシーや防犯に配慮しているものとします。なお仮設トイレの設置を行う場合、「設置場所住所、設置個数、設置期間、設置工事の内容、設置工事の発注元、それを使用する女性社員数」を別紙(様式任意)にて提出してください。

※11 整備とは設備等の工事を伴うもので、新設工事又は改修工事を行うことを指します(ロッカーのみを設置する場合は除きます)。ただし、現状において申請工事予定である女性専用施設がないという場合に限り、既存の設備や施設の老朽化による改修工事は助成の対象となりません。

※12 男性専用施設や男女共用施設等の他の工事とあわせて実施する場合、助成対象部分と助成対象外部分の費用が明確に区分できないものは助成対象外となります。

※13 助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで移転しないことが前提です。

### Ⅲ. 助成科目について

#### <助成対象経費>

以下の各事項に適合する経費のほか、別表 1-1「助成対象経費」、別表 1-2「助成対象経費の科目」に定める経費が助成対象となります。

- (1) 都内で実施する助成事業に要する必要最小限の経費のうち、支給決定日以後実績報告時までに支払いを終えた経費
- (2) 助成事業に要する支払いが原則として口座振込である経費
- (3) 用途、単価、規模等の確認が可能である経費
- (4) 他の事業に要した経費と明確に区分できる経費
- (5) 財産取得となる場合は、所有権が助成事業者に帰属する経費
- (6) 都内の活動拠点(本店、支店、営業所等)に付随する施設(倉庫など独立した事業所として所属する労働者がいない施設を指す)が東京都に隣接する県(埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県に限る)にあり、都内中小企業の職場環境改善のために必要と理事長が判断した場合のみ、例外的に対象
- (7) 仮設トイレについては、東京都に隣接する市町村に設置する場合のみ対象

※付随する施設とは、都内で働く労働者が常態的に使用する実態が確認できるものとし、支店、営業所や事業所として独立している拠点として位置づけられている場合は対象外となります。

■別表1-1 助成対象経費

| 助成事業      | 助成対象経費   |
|-----------|--|
| 女性の活躍推進事業 | <p>助成対象経費は、助成対象事業者が助成対象となる事業所において、女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備にかかる経費を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ ・更衣室 ・休憩室 ・シャワー室 ・仮眠室</li> <li>・ベビールーム(子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース)</li> <li>・ロッカー(原則、女性更衣室内に設置するもの)</li> <li>・工事現場に設置される仮設トイレ 等</li> </ul> |

※ 助成対象経費は、助成対象事業者が、**支給決定日以後に新たに取組んだ事業に要した経費とし、支給決定日前に取組みがあったもの及び支出があったものは含まれません。**

■別表1-2 助成対象経費の科目

| 科目    | 内容説明  |
|-------|---|
| 工事請負費 | 工事費、物品等の設置費 等   |
| 消耗品費  | <p>物品購入費 等</p> <p>※税込単価10万円未満のもの。</p> <p>※工事請負費に消耗品費が含まれている場合も原則適用されます。</p> |
| 役務費   | 仮設トイレの運搬費 等   |
| 賃借料   | 仮設トイレの利用料 等   |

<助成対象経費についての注意点>

- ① 助成対象経費には下限単価・上限単価等が定められているものがあります。
- ② 経費は、社会通念上適正な価格で取引されたものとします。
- ③ 助成事業で要した経費の支払い手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨で支払うものに限り(支給申請時に添付する見積書の段階で日本語および日本国通貨で表記されるものに限り)ます。
- ④ 助成対象経費の算定にあたり、助成事業の実施において寄付金その他の収入が生じる場合は、支出額から差し引くものとします。
- ⑤ 国、都、区市町村が実施する各種助成金との併給については、後述の<助成対象外経費(22)>に従うものとします。

### <助成対象外経費>

以下の各事項に適合する経費のほか、別表2「助成対象外経費の科目」に定める経費は助成対象外となります。

- (1) 助成対象経費(別表1-1、1-2)の経費区分に記載のないもの
- (2) 助成事業に関係のないもの(物品の購入、業務委託等)
- (3) 使途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- (4) この助成金以外の他の事業に要した経費と明確に区分できないもの
- (5) 支給決定日より前に開始した事業に係るもの。ただし、支給決定日より前に開始した事業であっても、その一部が、内容や経費等の面から明確に支給決定日以前の部分と区別できる場合には対象とします。
- (6) 支給申請時に事業が完了しているもの
- (7) 間接経費(消費税・振込手数料・収入印紙代・事務手数料等)・旅費・通信費・光熱水費・物品購入に係る送料
- (8) 自社の売り上げとなる助成事業
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(3親等以内)が経営する会社等)、代表者の親族との取引であるもの
- (10) 申請企業等の代表者又は代表者の三親等内の親族が所有する不動産等に係る工事費、物品の設置費等
- (11) 建築基準法で規定される建築確認申請が必要な建物であるにもかかわらず、確認申請が取られていない建物を工事する場合
- (12) 計画図面等において、工事前後の状況が確認できないもの
- (13) 他団体からの寄付・助成など、自己負担していない分の経費
- (14) 実績報告時まで完了していない事業に係るもの。ただし、実績報告時以降も続く事業であっても、内容や経費等の面から明確に実績報告時以降の部分と区分できる場合には対象とします。
- (15) 物品購入時、店舗発行のポイントカード等によるポイントやクレジットカードのポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分
- (16) 現金で支払われたもの(10万円以下で即時支払いが求められるものを除く)。
- (17) 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- (18) 名義が助成対象事業者以外の領収書、振込明細書等
- (19) 他社発行の手形や小切手、個人名義のクレジットカード等により支払いが行われている経費
- (20) 通常業務・取引と混在して支払いが行われているもの
- (21) 他の取引と相殺して支払いが行われているもの
- (22) その他、同一の事由で国、都または区市町村等から給付金や助成金を受けている場合
- (23) 東京都発注の「女性活躍モデル工事」及び女性用の「快適に利用できる水洗洋式トイレ」の設置が義務付けられた工事
- (24) 上記各号のほか、社会通念上、助成が適当でないと財団が判断したもの

※ その他、内容によっては上記項目以外であっても助成対象外となる場合があります。

■別表2 助成対象外経費の科目

助成事業の実施方法により、下記表内の他科目から支出をする場合であっても、「対象外経費」に該当する内容と同一の経費については助成対象外とします。

| 科目     | 対象外経費   |
|--------|---|
| ●工事請負費 | (1)申請企業等の代表者又は代表者の三親等内の親族が所有する不動産等に係る工事費、物品の設置費 等<br>(2)既存施設・設備等の撤去費用(解体工事等)<br>(3)トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、仮眠室、ベビールーム、ロッカー、工事現場に設置される仮設トイレ等以外の設置及び改修工事費 |
| 消耗品費   | (1)税込単価1,000円未満の少額のもの<br>(2)税込単価10万円以上のもの<br>(3)自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)<br>(4)最低限の必要数を超える部分<br>(5)中古物品                                   |
| 賃借料    | 土地・建物賃借料(仮設トイレの設置場所など)  |
| 委託費    | (1)工事の設計(工事図面作成費用等)に関する委託費<br>(2)募集・採用選考にかかる経費<br>(3)業務の再委託費  |